第六条　この省令の施行の際現に、この省令による改正前の電気事業会計規則第三十七条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第十五号）附則第二条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金を含む。）の残高がある対象発電事業者（次条において「特定対象発電事業者」という。）は、改正法附則第七条第一項前段の規定により支払う金銭の総額を未払使用済燃料再処理等拠出金として計上しなければならない。

第七条　特定対象発電事業者は、改正法附則第七条第一項前段の規定により金銭を支払ったときは、前条に規定する未払使用済燃料再処理等拠出金について、その支払った金銭に相当する金額を取り崩さなければならない。

○環境省令第二十三号

独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十六号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　　環境大臣　山本　公一

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）（抄）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　機構法第十条第一項第七号に規定する石綿による健康被害の救済に関する事項	七　機構法第十条第七号に規定する石綿による健康被害の救済に関する事項
八　機構法第十条第一項第八号に規定する研究及び技術開発に関する事項	（新規）
九　機構法第十条第一項第九号に規定する成果の普及及びその活用の促進に関する事項	（新規）
十　機構法第十条第一項第十号に規定する助成金の交付に関する事項	（新規）
十一　機構法第十条第二項に規定する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修に関する事項	八　機構法第十条第二項に規定する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修に関する事項
十二　業務委託の基準	九　業務委託の基準
十三　競争入札その他契約に関する基本的事項	十　競争入札その他契約に関する基本的事項
十四　その他機構の業務の執行に関して必要な事項	十一　その他機構の業務の執行に関して必要な事項
（会計の原則）	（会計の原則）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革の推進本部決定中央省庁等改革の推進に関する方針に基づいて行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された独立行政法人会計基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。	3　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革の推進本部決定中央省庁等改革の推進に関する方針に基づいて行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された独立行政法人会計基準（第十四条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。
（区分経理等）	（区分経理等）
第十二条　機構は、機構法第十二条に規定する勘定として、機構法第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については公害健康被害補償予防業務勘定を、同項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、石綿健康被害救済業務勘定を、同項第八号から第十号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理については環境保全研究・技術開発勘定を、その他の業務に係る経理については基金勘定を設けなければならない。	**第十二条**　機構は、機構法第十二条に規定する勘定として、同法第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については公害健康被害補償予防業務勘定を、同項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については石綿健康被害救済業務勘定を、その他の業務に係る経理については基金勘定を設けなければならない。
2　（略）	2　（略）
（財務諸表等の閲覧期間）	（財務諸表等の閲覧期間）
第十八条　機構に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。	**第十八条**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める期間は、五年とする。
（積立金の処分に係る申請の添付書類）	（積立金の処分に係る申請の添付書類）
第二十五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号。以下この条において「令」という。）第二十一条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。	**第二十五条**　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「令」という。）第五条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。
一　令第二十一条第一項の期間最後の事業年度（以下単に「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表	一　令第五条第一項の期間最後の事業年度（以下単に「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表
二～四　（略）	二～四　（略）